

## 尾張北部医療圏が独自に行う調査について(案)

### 1 目的

救急医療及び周産期医療に従事する医師・看護師等に対して、尾張北部医療圏における救急医療及び周産期医療体制の現状、問題点、要望等の聞き取り調査等を行い、当医療圏の課題及びその対応策を検討する上での資料とする。

なお、この調査は、今後、県が実施予定の救急医療及び周産期医療の現状把握のための調査及び厚生労働省が県を通じて実施している「必要医師数実態調査」を補足するための調査として位置づける。

### 2 調査時期

平成22年10月中旬を予定する。

(1で記載した現状把握調査結果の検討及び優先して議論すべき課題の抽出作業を経た後に、作業部会において調査項目を検討・決定してから実施する。)

### 3 調査場所

各医療機関とする。

### 4 調査対象者

#### (1) 救急医療

1次救急医療施設(休日夜間急病診療所)、2次、3次救急医療施設において救急医療に従事する医師、看護師 1施設あたり5名程度

- ① 救急外来部門の長(師長) 1名
- ② 経験年数10年前後の中堅医師、看護師 2名程度(内科系、外科系各1名程度)
- ③ 経験年数3～5年の若手医師、看護師 2名程度(同上)
- ④ 歯科医師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師は可能であれば対象とする。

#### (2) 周産期医療

地域周産期母子医療センター、地域周産期医療施設(主として分娩実施医療機関)において周産期医療に従事する産婦人科医師、小児科医師、看護師、助産師

1施設あたり4名程度

- ① 周産期医療部門の長 1名
- ② 経験年数10年前後の中堅医師、看護師 1名程度
- ③ 経験年数3～5年の若手医師、看護師 1名程度
- ④ 助産師 1名程度
- ⑤ 薬剤師、放射線技師、臨床検査技師は可能であれば対象とする。

## 5 調査員

春日井保健所及び江南保健所の所長又は次長、総務企画課事務職員、保健師等

## 6 調査方法

(1) 事前に調査票を対象者に送付し、記入してもらった上で、本人と面接し、聞き取りを行う方法とする。

(2) 回答は選択肢及びそれに付随する意見、要望等とし、補足すべき事項は本人からの聞き取り時に調査員が記録する。

[選択肢の例]

(満足 やや満足 やや不満 不満)

(意見あり 問題点あり 要望あり 提案あり その他)

(3) 調査票は、春日井保健所において案を作成し、作業部会に諮って決定するものとする。なお、案作成にあたっては事前に各地区医師会、関係医療機関等の意見を取り入れるものとする。

## 7 聞き取り調査項目

(救急医療)

- ① 自院の稼働状況に関する意見、要望等
- ② 当医療圏における1次・2次・3次救急医療施設間の連携上の問題等についての意見、要望等
- ③ 救急隊との連携上の問題についての意見・要望等
- ④ その他救急医療に関すること

(周産期医療)

- ① 自院の稼働状況に関する意見、要望等
- ② 当医療圏の周産期医療体制に関する意見・要望等
- ③ 地域周産期母子医療センターとの連携上の問題についての意見・要望等  
(地域周産期医療施設のみ)
- ④ 地域周産期母子医療センターと総合周産期母子医療センター間の連携上の問題についての意見・要望等(地域周産期母子医療センターのみ)
- ⑤ 救急隊との連携上の問題についての意見・要望等
- ⑥ その他周産期医療に関すること

## 8 聞き取り以外の調査項目

1で記載した2つの調査或いは保健所が把握している既存の各種調査結果からでは情報が得られないとして、別途医療圏として調査することが必要であると作業部会が判断した項目があれば、当該項目を追加して調査する。

## 9 その他

調査結果の集計・公表にあたっては、回答者が特定されないよう特に注意する。